

# 環境農林水産常任委員会会議録

平成22年7月13日

場 所 第4委員会室

平成22年 7月13日 (火曜日)

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・口蹄疫の発生状況について
- ・疑似患畜の確認 (292例目) について
- ・清浄性確認検査について
- ・家畜排せつ物等の処理概要について
- ・まん延防止のための「消毒」の取組状況について
- ・と畜場の稼働状況と枝肉相場の動きについて
- ・手当金等の概算払の状況について
- ・口蹄疫対策農業制度資金の利用状況について
- ・民間種雄牛の取扱いに関する県の考え方について
- ・農畜産物への口蹄疫の影響について

出席委員 (8人)

委員	長	十屋	幸平
副委員	長	河野	安幸
委員		緒嶋	雅晃
委員		福田	作弥
委員		星原	透
委員		権藤	梅義
委員		徳重	忠夫
委員		高橋	透

欠席委員 (なし)

委員外議員 (11人)

議員		黒木	寛市
議員		中野	一則
議員		横田	照夫
議員		押川	修一郎

議員		外山	衛
議員		宮原	義久
議員		山下	博三
議員		黒木	正一
議員		松村	悟郎
議員		河野	哲也
議員		前屋敷	恵美

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	高島	俊一
農政水産部次長 (総括)	緒方	哲
農政水産部次長 (水産担当)	関屋	朝裕
農政企画課長	上杉	和貴
ブランド・流通対策室長	加勇田	誠
地域農業推進課長	山之内	稔
連携推進室長	山内	年
営農支援課長	井上	裕一
消費安全企画監	工藤	明也
農産園芸課長	郡司	行敏
畜産課長	児玉	州男
家畜防疫対策監	岩崎	充祐
農村計画課長	三好	亨二
国営事業対策監	宮下	敦典
農村整備課長	宮川	賢治
県立農業大学校長	服部	修一
畜産試験場長	紺家	久資

事務局職員出席者

議事課主査	花畑	修一
政策調査課主査	坂下	誠一郎

○十屋委員長 ただいまから環境農林水産常任

委員会を開催いたします。

本日の委員会の日程についてであります、お手元に配付いたしました日程案のとおりでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○十屋委員長** それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

---

午後1時2分再開

**○十屋委員長** 委員会を再開いたします。

本日は、口蹄疫防疫対策等の取り組みについて、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

**○高島農政水産部長** 農政水産部でございます。よろしく願いいたします。

まず初めに、昨夜急遽、山田農林水産大臣から、知事と面談を行いたいと要望がございまして、押川農政次長及び永山農政水産部参事の兩名も上京しておりますことから、当委員会を欠席させていただいております。御了解をいただきたいと存じます。

また、私ごとでございますが、体調不良により1カ月間不在といたしました。その間、委員長を初め委員の皆様方には大変御迷惑、御心配をおかけいたしまして、申しわけございませんでした。これからは健康にも十分留意しつつ、口蹄疫の早期終息、本県畜産業の復興に向けて全身全霊を傾けて取り組んでまいりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

資料の説明に入ります前に、口蹄疫につきま

して御報告をいたします。

まず、家畜の殺処分についてでございますが、6月24日にこれまでに発生した疑似患畜を、30日にはワクチン接種した家畜の殺処분을すべて終了いたしました。これを受け、7月1日には非常事態宣言の一部解除を行うとともに、清浄性確認検査の結果を踏まえ、2日に都城市、翌3日に日向市の移動制限等の解除を行ったところでございます。その後も県内全域の移動制限等の解除に向けて防疫対策の徹底に取り組んでおりましたが、4日には宮崎市跡江で新たな疑似患畜が発生いたしました。私どももそうでありましたが、関係者の皆様の落胆は大変大きいものであったと存じます。宮崎市におきましては迅速に殺処分を行っていただき、再度拡大防止に向けた防疫対策の強化を図っているところでございます。その後新たな疑似患畜の発生はなく、6日には西都市、8日には国富町で移動制限等を解除したところでございます。

一方、家畜排せつ物などの処理は順調に進んでおきまして、ワクチン接種区域におきましては16日の移動制限等の解除に向けて鋭意作業を進めているところでございます。あわせて、7月4日に疑似患畜が発生した宮崎市については、27日の移動制限等の解除に向け清浄化が図られるよう、国や市町村など関係機関・団体と連携し全力で防疫措置に取り組んでまいり所存でございます。

なお、詳細につきましては、後ほど畜産課長より説明させていただきます。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただきたいと存じます。本日は、委員会報告事項として口蹄疫に関連する10の項目を関係課長より報告させていただきます。

私からは以上でございます。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。

常任委員会資料の1ページをお開きください。  
口蹄疫の発生状況について御説明いたします。

4月20日の第1例目の発生以降、7月4日の宮崎市での最終発生までに292例の発生が見られておりますが、地図の右側中ほどにありますように、児湯地域での発生が279例となっております。地図中の二重線で示した地域がワクチン接種地域でありまして、この地域以外での発生は、えびの市の4例を初め7地域となっております。これらの地域では、えびの市の6月4日の移動制限解除を初め、順次清浄性が確認され制限が解除されているところでございます。このまま新たな発生がなければ、児湯地域では7月16日の午前0時、宮崎市を中心とした地域では7月27日の午前0時で移動制限が解除される予定となっております。

次に、資料の2ページをごらんください。発生の概要を示しております。まず、1の口蹄疫発生状況ですが、初発が4月20日の都農町で、最終発生が7月4日の宮崎市となっております。発生は5市6町の292農場で見られており、患者・疑似患者の頭数は21万1,608頭というふうになってございます。

2のワクチン接種状況につきましては、接種開始日が5月22日で、対象は3市5町の1,011農場、7万7,035頭となっております。

あわせて、3の今回処分した家畜の総頭数ですが、28万8,643頭となっております。右側に市町村ごとの処分状況を示しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

次に、資料の3ページをごらんください。疑似患者の確認（292例目）についてであります。

1の発生農場でございますが、宮崎市の肉用牛繁殖経営で16頭飼養の農場であります。285例

目、すなわち宮崎市での1例目から南東約800メートルに位置したところでございます。

2の経緯であります。6月30日に実施した清浄性確認検査におきまして、1農場の抗体検査で9頭中3頭の陰性が確認できないため、当該農場の臨床検査と再検査の材料採取の依頼が農林水産省からあつてございます。このため、宮崎家畜保健衛生所の家畜防疫員が当該農場に立入検査を実施したところ、抗体陰性が未確認であった2頭の舌、上顎に癒痕を認め、抗体陰性でありました個体に発熱、流涎、舌・口腔・鼻腔にびらんを確認したため、4頭から検査材料を採取し、翌朝、動物衛生研究所に送付しております。一方、7月4日の21時30分には、農林水産省と協議して、臨床所見と写真判定により疑似患者と決定し殺処分を開始しまして、翌午前2時には殺処分を終了したところでございます。

3の移動制限区域内で講じる防疫措置でございますが、これは、6月24日に農林水産省が示した口蹄疫防疫措置実施マニュアルに則しまして、(1)の半径1キロメートル以内の3農場と疫学関連の2農場、計5農場につきましてPCR検査と抗体検査を実施いたしますとともに、(2)の大型肉用牛肥育農場3戸と大型養豚農場1戸の臨床目視検査を実施しております。なお、これらの結果につきましては、先日、10日に陰性が確認されるとともに、臨床検査でも異常は認められておりません。また、半径3キロメートル以内の牛・豚飼養農場に対しまして電話聞き取りによる異常畜の有無を確認しております。

次に、資料の4ページをごらんください。清浄性確認検査についてでございます。

移動制限の解除に当たりましては、制限区域

内の清浄性の確認検査が必要となるわけでございます。この清浄性確認検査につきましては、2にありますように口蹄疫防疫指針の立入検査、血清疫学調査等に位置づけられておまして、具体的な検査内容につきましては、農林水産省の消費・安全局動物衛生課長通知により実施することとされております。

今回実施した清浄性確認検査につきましては、3にありますように、殺処分後7日目以降に家畜防疫員が該当する農場に立ち入りし、次のような検査を実施しております。(1)の臨床検査と血清抗体検査は、①の発生農場を中心とした半径3キロメートル以内に所在するすべての農場と、②の発生農場と疫学的に関連のあるすべての農場について実施しております。また③にありますように、抗体検査に必要な血液の採材につきましては、飼養規模により統計学的に採材頭数がこの表にありますように定められております。(2)の臨床検査は、移動制限区域内に所在するすべての農場で実施いたしております。

4の移動制限解除のスケジュールにつきましては、7月9～15日までに児湯地域のワクチン接種エリアの全農場の消毒を終了し、16日の午前0時には移動制限を解除する予定でございます。また、宮崎市の区域におきましては、7月16～17日にかけて清浄性確認のための血清抗体検査の採血を行いまして、20～23日にかけて臨床目視検査を実施する予定でございます。そこで異常が認められなければ、7月27日の午前0時には移動制限が解除される予定でございます。

次に、資料の5ページをごらんください。家畜排せつ物等の処理の概要についてでございます。

1の殺処分直後の家畜排せつ物等の状況でござ

いますが、(1)の疑似患畜発生農場におきましては、殺処分や埋却を優先して行いましたことから、一部の農場では家畜排せつ物等に消石灰を散布して畜舎内に封じ込めしたところがございます。また、(2)のワクチン接種農場につきましては、家畜を畜舎から共同埋却場に引き出し、そこで処分と埋却を行ったということから、農場内の排せつ物はそのままの状態での消毒がされていない農場がございます。

2の排せつ物の処理方法についてでございます。堆肥舎等におきましてシートで飛散防止措置をするなどした上で、一定期間を置いてウイルスを不活化させた後、切り返して堆肥化を行いまして、中心温度を60度C以上に上げ、再度熱によるウイルスの不活化を図ってまいります。なお、畜舎内に集めて封じ込めを行った場合には、同様に堆肥化を行いまして持ち出した後、畜舎を1週間おきに3回ほど消毒することとしております。

3の処理状況の検証でございますが、農場消毒や排せつ物の封じ込め状況につきましては、処理が終了した市町から順次家畜防疫員が確認を行いまして、7月12日までには全市町で終了することといたしております。また、(2)の堆肥の温度上昇の確認でございますが、農業大学校等で確認試験を行いますとともに、調査員による農場調査を実施いたしまして、家畜防疫員等がその結果を確認することとしております。そしてさらに、家畜防疫員等によりまして最終的に農場の最終確認を実施することといたしております。

6ページをごらんいただきたいと思います。ワクチン接種地域の堆肥等の処理と移動制限解除の考え方を示したものでございます。疑似患畜発生農場におきましては、6月24日にすべて

の殺処分が終了いたしまして、農場内の清掃・消毒に伴い家畜排せつ物の封じ込めが始まっておりますが、手直し等が必要な農場にありましては、国、県、自衛隊等で組織いたします作業班による作業を実施しております。一方、ワクチン接種農場につきましては、6月30日にすべての殺処分が終了いたしまして、その後、各市町の計画に基づきまして農家等による清掃・消毒が実施されておりますが、人手が必要な農場等にあつては作業班が応援を実施してきたところでございます。農場の清掃・消毒が終了した市町におきましては、地域内での一斉消毒を行うとともに、家畜防疫員等が農場の確認を行いまして、その結果に問題がなければ、7月16日の午前0時で移動制限を解除することとしております。その後、8月4日までに一斉消毒を2回ほど実施いたしまして、家畜排せつ物の封じ込めから堆肥化に移り、8月27日までに60度C以上の温度上昇を確認することといたしております。

次に、資料の7ページをお開きいただきたいと思います。蔓延防止のための「消毒」の取り組み状況についてでございます。

1) の消毒ポイントの設置の考え方でありませんが、消毒ポイントにつきましては、(1) から(4) にありますように、発生地周辺、5キロメートル圏内、移動制限区域及び搬出制限区域を中心に設置をしてきたところであります。発生地周辺では、防疫指針により通行の制限または遮断を行うこととなっておりまして、これに合わせまして全車両消毒を行いますとともに、散水車による消毒薬の散布を実施しております。また、発生地から5キロメートル圏内におきましても全車消毒や散水車による消毒を実施してきたところでございます。移動制限区域や搬出

制限区域では、幹線道路を中心といたしまして、地形や交通量を勘案して全車両型の消毒ポイント等を設置してきたところでございます。

次に、消毒方法についてであります。動力噴霧器によるものから散水車によるものまで、ここに5種類の消毒方法を掲げておりますが、こういった方法で、下の表にありますように、7月12日現在で県内全域に369カ所の消毒ポイントを設けておるところでございます。

次に、右ページの2の畜産農家への「消毒」に対する取り組み、啓発についてでございます。

畜産農家の消毒意識を徹底するために、ここに代表的な内容を5つほど示しておりますが、一番上の丸にありますように、「農場における防疫チェックポイント」というものを配付いたしまして、毎日の防疫のチェックを実施してもらうようお願いをしたところでございます。また、畜舎の出入りの際の作業着や長靴の取りかえ、異常畜の早期通報、車両消毒の徹底、部外者の出入りの厳禁等を、市町村の防災無線や広報誌等を活用して啓発してきたところでございます。消毒に必要な資材につきましては、2) にありますように、畜産農家全戸に行き渡るよう消毒薬の配付を行ってきたところでございます。

次に、3にありますように、関係者、すなわち畜産関連事業者、一般事業者並びに地域住民等に対しましては、公共施設等多くの人が集まる場所での消毒の徹底とか、一般車両の消毒ポイントでの消毒への協力とか、不特定多数の出入りがある施設での出入り口での消毒の徹底について、市町村の防災無線や広報誌、あるいは業界組織を通じて啓発等を実施してきたところでございます。

あけていただきまして、9ページと10ページをごらんいただきたいと思います。参考資料と

いたしまして、「消毒」に対する主な取り組みと「農場における防疫チェックポイント」を示しております。後ほどお目通しをお願いいたしますと思います。

資料の11ページをお開きいただきたいと思っております。屠畜場の稼働状況と枝肉相場の動きについて示しております。

屠畜場は、移動制限区域内に入りますと防疫指針に基づき閉鎖することになっております。県内には7つの屠畜場がございますが、このうちミヤチク都農工場では、4月20日の初発時に移動制限区域に入ったために閉鎖をいたしております。現在に至るまで、一時稼働はしたものの、稼働停止状態が続いております。それから、ミヤチク高崎工場と南日本ハム(株)の2工場も、都城市と日向市での発生に伴い移動制限区域に入り稼働停止となりましたが、現在は制限が解除され稼働中でございます。そのほかの4つの工場につきましては、いずれも搬出制限区域には入りましたが、移動制限区域に入らなかったため、工場は継続稼働してきたところでございます。

次に、2は各工場での4～6月までの屠畜頭数を示しております。牛につきましては、ミヤチク都農工場が4月20日から閉鎖したため、同系列の高崎工場が4月、5月と増加しておりますが、同高崎工場も6月10日から閉鎖となったため、6月の減少が非常に大きくなっております。小林市食肉センターにおきましては、搬出制限区域ではありましたが、同区域内の出荷がありまして、前年を大きく上回った状況でございます。豚につきましては、ミヤチクの両工場は牛と全く同じ傾向であります。また都城市食肉センターは、搬出制限区域には入りませんが、ミヤチク高崎工場が6月10日に閉鎖したため、

同区域内の出荷が増加し、6月は前年を約17ポイントほど上回った状況でございます。

12ページの枝肉相場の動きについてでございます。上のほうが牛の枝肉の価格推移をあらわしたグラフであります。景気後退等による消費低迷から枝肉価格は下落傾向で推移しておりますが、本年度に入りましてその傾向に変化は見られていない状況でございます。一方、豚枝肉につきましては、昨年大きく暴落し、枝肉の調整保管等が実施されましたけれども、本年度に入りまして、4月、5月は昨年並みでございましたが、6月には若干前年を上回る価格となっております。

次に、資料の13ページをお開きください。手当金等の概算払いの状況についてでございます。

1の手当金等の対象頭数は、疑似患畜が292戸で21万1,608頭、ワクチン接種畜が1,011戸で7万7,035頭となっております。なお、牛、豚、その他の内訳は表に示すとおりでございます。

2の概算払いの状況でございますが、殺処分手当金等につきましては、家畜の時価評価額の一部を速やかに概算払いをすることとしております。(1)の疑似患畜農場につきましては、5月25日から受け付けを開始してございまして、概算払いが終了した件数は172件で、支払い手続中、交付申請中及び申請決裁中を含めると238件で約96億5,000万円となっております。80%程度については手続がなされている状況でございます。一方、(2)のワクチン接種農場につきましては、6月18日から受け付けを開始したため、殺処分奨励金の支払いが終了したものが10件で、支払い手続中、申請決裁中を合わせて85件で約3億5,000万円となっております。

3の今後の予定でございますが、疑似患畜につきましては、8月中には概算払いを終了し、

精算払いにつきましても7月下旬には支払いが開始できるように努めてまいりたいというふうに考えております。また、ワクチン畜につきましては、9月中旬に概算払いを終了いたしまして、精算払いにつきましても疑似患畜と同様に7月下旬の支払い開始を目途にしているところでございます。

次に、資料の14ページをごらんください。口蹄疫対策農業制度資金の利用状況についてでございます。

(1)の貸し付け実績につきましましては下の表に示しておりますが、金融機関への借り入れ申し込みがあったものが、表の一番下の合計欄にありますように173件で33億4,700万円余で、このうち貸し付け実行済みのものが40件の5億6,500万円余となっております。

(2)にありますように、移動制限の解除等に伴いまして、今後の経営再建に向けて資金の借り入れは増加してくるものと考えております。資金別に見ますと、畜産経営の再開や継続に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通する家畜疾病経営維持資金が7件の申し込みであります。償還が困難な負債を長期・低利資金への借りかえを行う畜産特別資金が13件、口蹄疫の発生により農業経営に影響を受けている農業者に対し、飼料費等の営農経費や生活費を融通するみやざき農業振興資金が149件、家畜の殺処分や移動制限措置等により影響を受けている畜産農家等に対し生活資金を無利子で融資する畜産経営体等生活支援資金が4件というふうになっております。

あわせまして、(3)にありますように、生活関連資金の需要に対しましては、畜産経営体等生活支援資金のほかにJA単独の支援等も講じられておるところでございます。

次に、資料の15ページと16ページをごらんください。民間種雄牛の取り扱いに関する県の考え方についてでございます。

一番上の箱書きの中にありますが、現時点での県の考え方として国に要望している内容につきましては、県が無償譲渡を受け、清浄性確認検査を行った上で異常がなければ、県所有として管理するというものであり、現時点では最良の方法ではないかというふうに考えております。

その理由といたしまして以下に5つ掲げておりますが、1番目といたしましては、本県畜産の振興に活用できるという公益性が認められること。2番目といたしまして、種畜に係る特例規定について、隣県等とも連携して制度提案を行いまして、これが実現すれば、今後の法に基づく防疫措置の推進の妨げとはならないと考えられること。3番目といたしまして、ワクチン接種農家とのバランスの問題でございますが、県への無償譲渡となれば、殺処分奨励金等も支払われないということから、平等性、公平性の問題も相当程度緩和されると考えられること。4番目として、無償譲渡の意向であり、種雄牛以外の家畜につきましてはワクチンを接種して処分に応じられておりますことから、今回の行動が私利私欲によるものではないと判断されること。5番目といたしまして、現時点、口蹄疫の症状は認められておりませんで、県に譲渡されれば、清浄性確認検査を行い、感染が確認されれば速やかに処分を行うこととなり、新たな感染拡大の原因になる可能性はないと判断されることでございます。また、このことにつきましては、先般の市長会におきましても現時点での県の考え方について支持をいただいておりますとともに、この6頭を残すために多くの署名も集まっている状況でございます。



畜産課は以上でございます。

**○上杉農政企画課長** 最後に、資料17ページ目、農畜産物への口蹄疫の影響についてでございます。

まず、1の影響の主な概要でございますけれども、(1)の県外につきましては、東京、大阪、福岡の県外事務所で調査しておりますレストランや精肉店など49店舗のうち、6店舗で本県産食肉の取引が中止されるなどの事例がございました。これらの件につきましては粘り強く取引の再開をお願いしているところでございます。

次に、その下の(2)県内でございます。まず、①の農産物の集出荷・販売関係でございますけれども、量販店などにおきまして、例えば「〇〇町の〇〇さんがつくった野菜」といったような産地名や生産者名を明記した販売を断られ一般市場へ出荷した事例や、農産物を介した口蹄疫感染を懸念する取引先から、出荷先を変更するよう求められた事例などがございました。次に、②の農畜産物の流通関係でございますけれども、飼料を運搬するトラック車両の受け入れ拒否や、肉や牛乳などの出荷減少に伴ってカーフェリーの貨物量も減少しているなどの影響が発生しているところでございます。

次に、その下の参考につきましては、卸売市場における青果物の取扱量と単価の対前年比を表にまとめたものでございます。取扱量につきましては、天候不順などによりまして生産量が減少したため前年を下回っておりますが、単価につきましては4月以降かなり高目で推移しており、価格の面での影響は見られない状況かと考えております。

最後に、2の小売店舗での不適切な表示についてでございます。4月21日から7月7日までの調査件数521件のうち、県内の1件で不適切な

表示が確認されましたので、直ちに撤去・是正を要請し、改善されたところでございます。県といたしましては今後とも、各方面からの情報収集に努めるとともに、安全・安心の一層のPRや、根拠のない過剰反応、いわゆる風評被害の防止対策を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○十屋委員長** 執行部の説明が終了いたしました。委員の質疑を求めたいと思います。

**○緒嶋委員** 口蹄疫、今まで終息に向かってそれぞれ努力されておることには敬意を表したいと思いますけれども、27日をもって、皆さん方の期待どおりに、我々の期待どおりに終息することを祈るような気持ちでございますが、今の時点で、種牛6頭の個人所有の問題が解決しなければ、終息宣言に影響が出るのではないかという気がするんですけど、そのあたりをどのように考えておられるかお伺いいたします。そのことで知事も上京されたという関連もあろうかというふうに思うところでございますが、その点についてどのように考えておられるか。

**○児玉畜産課長** 民間の種牛の問題につきましては、先ほど県の考え方を御説明したところでございますが、現在、知事が農林水産大臣と会って協議をしておるところでございますので、その経緯を見守っていきたいと考えております。現時点ではそういうふうに考えております。

**○緒嶋委員** 見守っておれば解決するということになるわけですか。

**○児玉畜産課長** 知事と農林水産大臣との協議の結果によっては、非常に大きく変わるだろうというふうに考えております。

**○緒嶋委員** 私たちも、知事と農林水産大臣の話が宮崎県の思う方向に行けば、それで本当にいいのかなというふうに思いますけれども、今

のところ大臣と知事の話合いが前進するというような情報というか、報道から見るとなかなか厳しいのかなというふうに思います。きょうの結果が宮崎県の意見を尊重されて解決すれば、それは一番いいと思うんですけども、そのあたりが明確でないと、仮に27日にすべてが清浄化になったとしても、いろいろな検査等も、種牛の問題等もあるだろうし、国と県のメンツの争いみたいな感じにもなってくるんじゃないかという気がします。これについてはあらゆる手法を使って、宮崎県の思いが——これは畜産農家以外にすべての産業にも関連することでありますので、早く終息するように今後とも最大限の、きょうの結果を踏まえながら努力していただきたいと思うところでございますが、このあたり部長どのように考えておられますか。

**○高島農政水産部長** 今、委員からお話がありましたように、きょうの状況がどうなるかはまだ不明でございますが、最大限の努力をして、一日も早い終息に向けて努力していきたい、そのように考えております。今のところはそれ以上お話しできないような状況でございます。以上でございます。

**○福田委員** 同じく種牛の問題ではありますが、努力について生産者には賛否両論あることもよく知っているんですが、私は県の努力を一面では買っているんですが。しかし、もう少し種雄牛についての内容をはっきりさせる必要があると思います。どういう系統の牛であって、宮崎県のこれからの和牛の改良にこういう利点があるんだということを出さないと、ここに書いてある見解だけではちょっと弱いと思うんです。この際、今、薦田さんが所有されている種牛の系統がどういうものであるかということをしっかり出してもらいたい。残すという決意を県が

された以上はですね。そして県民と申しますか生産者が、なるほどと、賛否両論なくて、それならぜひ県の力で残してほしいと、そういう方向に県の畜産関係者の意向が集約されるようにお願いをしたいと思いますが、現時点で、どういう系統のものが種牛として温存しようとしているのかわかれば、ひとつこの際発表いただきたいと思います。

**○児玉畜産課長** 三共種畜牧場には6頭の種雄牛がおりますが、まず勝気高というのがおりますけれども、これは鳥取の系統で相当固められた牛でありまして、宮崎県有種雄牛としてもこれだけ鳥取系統で固められた牛はいなかったんじゃないかというふうに思っております。父牛が平茂勝、母の父が隆美、祖母の父が山本というような牛でございます。もう1頭は、福福久という牛がおりますけれども、これは兵庫但馬の系統で固められた牛でございます、父が岐阜の安福、母の父が安平、祖母の父が同じく岐阜の飛驒白清といったような系統で、兵庫で固められた牛でございます。それから、国勝4という牛がございまして、これは鳥取、島根、兵庫の交配によってつくられておりますけれども、これもよく見てみますと鳥取の系統が非常に強い牛であるというような特徴がございます。それからあとの3頭は、母の父に宮崎の安平を持っておりまして、父が平茂勝であったり、国の家畜改良事業団の北国7の8であったりといったような牛でございます。

**○福田委員** そのように内容を聞きますと、関係者はよくわかると思うんです。今、山本という名前が出ましたが、かつて宮崎県の家畜改良の主流を占めた増体型、いわゆる肉をたくさんとる系統の改良が一時はやったことがあった。それはそれで成功した。今は肉質重視ですね、

但馬系ですから。両方の系統をお持ちのよう  
ありますが、この口蹄疫の問題を受けて、先般  
でございましたか、農水省のほうでは、和牛、  
牛肉の生産方式を見直す必要があるというこ  
とが報じられておりました。今までのサシー本や  
りの改良方法から、むしろ健康志向を考えて、  
赤肉志向ということになりますね。そうしま  
すと、かつて宮崎県で非常に重宝がられました  
鳥取系の山本の種牛というのが非常に重要な  
んです。その辺を公にして、これだけ重要な  
将来の宮崎県の改良に役立つ牛だからとい  
うことをしっかり発表されますと、生産者の  
意見の集約もかなりできるのではないかと  
思いますから、ぜひその努力をお願いを申  
上げたいと思います。

それから、あわせてお願いを申し上げます  
が、堆肥の関係でございます。私の地元はワ  
クチン処理の地域でございます。先般、市役  
所の職員の皆さんやJAの職員の皆さん、ボ  
ランティアの皆さんで堆肥の処理がほぼ終  
りました。問題は、いろいろ処方せんが農水  
省のほうから示されておりますが、このよ  
うに処理をして、科学的には処理ができた  
としても、間違いないというふうになっ  
たとしても、この肥料をどこに使うかとい  
うことに関しましては非常に——特に私の  
ところは園芸農家地帯でありますから、畜  
産と園芸の組み合わせの中で農業が成り立  
っておるわけでありまして、困っておる。  
今までは、どちらかといいますと家畜が少  
ない地域でありますから、都城圏域や児湯  
圏域から宮崎の中央のほうには有機質堆肥  
が導入されてきた。しかし今回、両方とも  
そういう問題が発生しましたから、今処理  
中である堆肥については、今後の利用方法  
によっては第2次の風評被害等を出すお  
それがあります。この辺について

もしっかり、今度は耕種群の農家のことを  
考えた対応策が必要かと思うんです。その  
辺も、誤報が流れると間違いのもとであ  
りますから、県としてはしっかりしたアピ  
ールをしていただきたい、このように考  
えますが、どのようにこの後の方策を考  
えておられるかお聞きしたいと思います。

**○児玉畜産課長** 堆肥の処理につきましては、  
第1段階といたしまして40日間の封じ込め  
を行いまして、そこでかなりのウイルスの  
不活化が起こるといふふうに考えてお  
りますが、さらに第2弾目といたしまし  
て、切り返しをして堆肥を発酵させまし  
て、中心温度が60度C以上に上がるこ  
とを担保いたしたいと思っております。家  
畜防疫員が60度C以上に上がったとい  
うことを確認することによりまして安全  
性はほぼ担保できるんじゃないかと思っ  
ております。そうしたものにつきましては  
堆肥の流通というものも問題はないか  
といふふうには考えておるわけござい  
ますが、特に児湯地域におきましては非  
常に疑似患畜等も多かった関係もござ  
いまして、できるだけ自分の農地のほう  
で利用するようにしていただきたいとい  
うような指導はしております。以上で  
ございます。

**○福田委員** それでは、できるだけとい  
うことは、かつてのように耕種群に対  
する供給は当面控えると、こういう考  
えですね。

**○児玉畜産課長** 安全の担保はあると思  
うんですけれども、安心の部分がか  
どこまで受け入れられるかといふよ  
うな部分もございまして、現時点では  
そういった指導をしているところで  
ございます。

**○権藤委員** 薦田さんの種雄牛の関  
係で知事がきょうはおられないとい  
うことでありますが、知事は、ワ  
クチン接種については接種を受ける

ようにということで、期日までは、迫る立場というとおかしいですが、そういうことで来たと思うんですが、今日に至って、所有を変えれば解釈も変わるよと。もちろんそれは種雄牛が少ない、あるいは貴重だ、そういうような立場からということとはわかるんですが、一たんはワクチン接種を迫ってきて、今日に至って、所有が変われば国との関係で政治判断を仰ぐという部分についての考え方は、法律上の考えからいくと、非情なようですが、そこの部分については作業が済んでおるべきと。種雄牛以外については、薦田さんの所有のものも済ましているというふうに報告してあるんですが、県の所有にすれば救われるという考え方に変わってきているわけですが、ワクチン接種というのは、拡大を防ぐために一斉にやりましょうということでやってきたわけですが、そこにはどういう考え方が——所有が変わればいいということだけではないと思うんですが、県が国に対して求めておる現在の形、本来からいけば、法に基づけば、ワクチン接種、そしてその後の殺処分というものが6月30日に済んだわけですが、この例外というものの考え方について、いま一度確認をしたいと思うんです。

**○児玉畜産課長** 三共牧場の種雄牛の6頭につきましては、当然、ワクチンの接種なり殺処分等につきまして三共牧場をずっと説得してきたわけですが、なかなかそれに応じていただけなかったということでありまして、そうした中で知事と話される中で、いろんな条件といたしますかいろんな話を出す中で、いろんな提案が出されてきてまして、その中で特措法の勸告期日が過ぎたころに、今まで出してきた提案の中から、三共のほうから無償で譲渡したいといったような申し出がございました。県とい

たしましては、無償譲渡を受ければ県有牛ということで非常に公益性も公共性も高くなるというようなことで、従来、県有牛の6頭を移動制限区域外から出した経緯でございまして、そのときの国の判断が、公共性、公用性が非常に高いというような判断で出していただいたわけですが、県有牛にして使えば同じような取り扱いができないだろうかというようなことで、国と協議をしてきたということでございます。

**○榎藤委員** それから、血清抗体検査というのは、この6頭については現在時点では受けていないのか、受けているのか。

**○児玉畜産課長** 現時点では口蹄疫の検査については受けてございません。

**○榎藤委員** それから、ワクチン接種の期限を過ぎるまでは個人所有だったと思うんですが、所有が変わったことによって、対象牛が期限切れになった時点で適用除外を求めるということについて、民間と県家畜改良事業団こういったところ等で法の裁きが一貫性を欠くんじゃないかという考え方もあるんですが、それはどんなふうに説明されるのか。

**○児玉畜産課長** 先ほど県の6頭を出したときのことをちょっと触れましたけれども、本来、移動制限区域内にあったわけですから、原則は移動はできないということで、それを特例で認めていただいたときの国の判断基準が、公益性、公用性といったようなものが一つの判断基準でございましたので、今回も、無償譲渡ということで申し入れを受ければ同じ扱いができないかということをお願いしているということでございます。

**○榎藤委員** それから個人補償の問題ですが、私は、県が仮に譲り受けるということであれば、無償というのはどうなのかと。1頭当

たりそこまで行くには大変な技術的なものを含めた蓄積があると思うんですが、今の状況としては、追い込まれた状況で、助けたいということでそういうことですが、客観的に見ると、国であれ県であれ、無償というのはいかがなものかと、そういう気がするんですが、この点については、本人がいいと言うたからいいという考え方もあるかもしれませんが、財産補償という点からいけば問題があるのではないかというふうに思うんですけれども、いかが考えられますか。

**○児玉畜産課長** 無償譲渡につきましては三共さんのほうから申し出たことでございまして、もう一方から見ますと、ワクチンを接種して殺処分した農家とのバランスというものがございしますので、無償提供することでその辺のバランスはある程度とれてくるのかなというふうに考えております。

**○榎藤委員** 最後にしますが、私はやはり、国が所有しようが、仮に別なところが所有しようが、それだけの価値評価というのはしてあげるべきではないかというようなことを個人的に思っておりますので、そのことを申し添えて、終わります。

**○高橋委員** 関連して、種雄牛の関係ですけど、今、榎藤委員からありましたように、法を曲げていると今、宮崎県は国に申し上げてますよね。この間いろいろと隣県から宮崎県に対して御批判、御指摘がありました。そういうこともあってお尋ねするんですが、今回の種雄牛を残してくれということで、隣県の考え方、あるいは全国の畜産県の世論といいますか、どの程度つかんでいらっしゃるのか。特に隣県の御意見ですよね。賛意が得られているのか、そういったところを確認いただけませんか。

**○児玉畜産課長** 隣県のそういった要望というのはほとんど私は聞いておりません。ただ、県外からは何通か県の畜産課のメールアドレスにも入っておりますし、県内につきましては2,800通ほどそういった要望が来てございます。また、都城のほうからは肉用牛の生産部長名でそういった要望が来ております。隣県については、まだそういったものは私はつかんでおりません。

**○高橋委員** 申し上げたいことは、この間のいろんな御苦勞には敬意を表するわけですが、宮崎県の対応に対して、「宮崎県は何しよっとか」ということもありましたですね。いろんな先ほどの説明は十分理解します。ただ、隣県にとってこういう説明がしっかりと理解されているのか。むしろ、政府に物を言うわけですから、法に反することをですね。やっぱり隣県、そして全国の賛意を得るということはすごい味方になると思うので、この理由の2番にもありますように、「隣県等とも連携して（中略）特例規定の創設に関する制度提案を行いたい」ですから、今からだということですね。その辺の組み立てがあるのであればこれに添えたほうがいいと思いますし、そのことが宮崎県の要望がしっかりと通っていくというふうに思うんですが。

**○児玉畜産課長** この2番にありますような特例規定につきましては、まだ一度ですけども、鹿児島、熊本の畜産課長のほうには、今回の宮崎の口蹄疫での経験を踏まえて、特に種畜であるとか原種豚であるとか原種鶏であるとか、その種がなくなると後がなくなってしまうといったような貴重種につきましては、こういった特例規定を設けて生き残る道をつくってやるべきじゃないかといったような話はしているところですが、まだそれで具体的に動いておるといっていただけません。

○高橋委員 融資の関係でお尋ねするんですけど、件数を説明いただきました。173件申し込みがあって、うち実行済み40件ですけど、残りの件数というのは審査中なのか、審査して却下なのか、具体的に報告ください。

○児玉畜産課長 173件の申し込みで今40件ということでございますが、一般の場合におきましても、借り入れ申し込みから貸し付け実行までといいますのは、金融部会があったり、各金融機関等の審査等に要する期間がありますので、普通1カ月程度はかかっておる状況でございます。そう考えますとほとんどのものがまだ審査中ではないかというふうに思っております。審査した結果、貸し付け実行ができないといったような数字ははっきりつかんでおりません。申しわけございません。

○高橋委員 わかりました。審査中ということで理解をしたいと思えます。

最後にします。17ページの風評被害の関係で、下のほうの2番の不適切な表示の具体的な中身を教えてください。不適切な表示が1件あったということですが、どんな表示なのか。

○工藤消費安全企画監 この表示につきましては4月22日に確認されたものでございまして、具体的には、「当店で販売している牛肉は報道されている牛肉とは違います。安心して御購入ください」というふうな表示の例でございました。

○権藤委員 患畜の数なんですが、途中までは、20万頭とワクチンの7万6,000頭、27万6,000頭というふうに思っておったんですが、これが1万1,000頭ほど多いような感じがするんですが、途中までと変わった部分について御説明をお願いしたいと思います。

○児玉畜産課長 これまで発表しておりました疑似患畜の殺処分頭数につきましては、主に発

生が確認された際の畜主からの聞き取りをもって公表をしておったところでございます。その後、概算払い等の申請等が出てまいりました関係で正確な殺処分頭数が必要ということで、これまで農家等に一頭一頭の聞き取りを行って精査確認をしたところでございます。その関係でふえたということでございます。中には疑似患畜発生から殺処分までの期間に子豚が生まれたり、子牛が生まれたりといったようなものもございまして、そういったところでふえた。それからワクチンのほうにつきましては、今精査を実施中でございます。ワクチンの頭数につきましては従来の聞き取りでの頭数を示しております。以上でございます。

○星原委員 終息に向けて御努力をいただいていることに感謝したいというふうに思うんですが、これまで見てみると、えびので発生して終息したといたら、私ども都城でということで、大体終わったころに来るものですから、今回はそういうことのないように祈るところでありますけれども。

今、堆肥の処理のことが出てお話を聞いているんですが、かなりの量の堆肥が残っているということで、地域でいろいろ話を聞くと、堆肥の処理の仕方が、封じ込めまでに40日間見ているという先ほどの説明を聞いているんですけども、封じ込めのそちらのほうはいいんですが、地域で聞いていると、ハエが異常発生しているという話も聞いているわけです。ハエの場合、我々が農家なんかに行くと、戸をあけるとそのまま車の中に入ってきたりするわけですが、ハエを車に入ったままで移動したりすると、そのハエにもしそういうウイルスが云々ということを見ると、その辺の駆除についてどういう形で処理されて、今の取り組み状況なり、あ

るいは今後そういうことについてもかなり神経を使われているというふうに思うんですが、その辺のところはどうか、教えていただくとありがたいと思います。

**○児玉畜産課長** ハエ等の害虫対策につきましては非常に難しいわけですが、埋却地あたりでのハエの発生が非常に多いというふうに聞いてございます。そういったところにつきましては埋却地を巡回いたしまして、埋却した部分の手直しが必要であれば手直しをするなり、あるいはウジ等がおれば石灰等を降ってそれを退治しておるといような状況でございます。

**○星原委員** ハエなんか特に、いろんな消毒薬が出てきてそれが効かなくなる。要するに進化していっていると聞くんですが、今回の場合も、いろいろ消毒されて駆除されているとは思いますが、そういう部分のことまでよく調べてというか、駆除に向けての方法等も考えておかないと、意外と、もうこれで大丈夫かなと思ったころにそういうことになるんじゃないか。暑い時期であると、ふだんでも我々の地域でもハエが異常発生するわけですから、特に今回の場合なんかは非常に危険度が高いのかなというふうに思うわけで、それに向けての駆除を徹底的にさせていただきたいというのと、ハトとかカラスとか、鳥なんかが発生地周辺にかなり多いという話も聞いているものですから、それに向けても最大限の注意もしておかないと、どこにウイルスがあるかというのはなかなかわからないわけですから、そこら辺に向けても今まで取り組みはされていると思うんですが、その辺についての取り組みはどのような形で行われてきているんですか。

**○井上営農支援課長** 小動物とか野生鳥獣もそうなんですけれども、そういった動物がウイル

スを持ち込む、持ち出すということが非常に懸念されますので、そうならないようにということで、例えば牛舎、豚舎の周りに石灰を降るとか、鳥が入らないようにひもを引っ張ってもらって、そういったことをやってもらうということで、畜産農家に対しましてこれまでも指導しているところです。以上です。

**○星原委員** 今、種雄牛の話が出たんですが、法にはかなり触れる部分があるという話になるわけですけれども、ぜひいろんな角度から特例を使っていただいて残していただきたい。我々の県は55頭おった牛が今5頭、今話に出ている6頭、これでは今後の畜産農家を守っていく種牛の数は到底足りないだろうと思うんです。それで、今能力の話聞いて、能力の高い牛だというふうに思いますので、我々も繁殖農家の皆さん方の話を聞くと、高齢者の方はやめようかなとかいろんな話が出てるんですよ。それはやっぱり、いい種牛がいないと生産しても高値で取引されないとか、あるいは肥育農家は枝肉になったときに高値で取引されない合わない、経営的にもですね。そういうことを考えたときに、種牛をつくっていくには5年、7年あるいは10年もかかる、そういう状況になってくるわけですから、ぜひ何とか国のほうとの話もうまく持っていただいて、厳しい条件の中ではありますけれども、残してほしいというのが生産農家の声でありますから、それに向けては、きょう話がどこまで出るのかわかりませんが、ぜひ残していただくように努力をお願いしたいというふうに思います。

**○徳重委員** 今日までの御努力に心から感謝を申し上げたいと思います。

しかし、まだ終息しておるわけではありませぬので、これからもお互いに県民挙げて防疫に

努めていかなきゃならないと、このように思っております。

そこで、種牛の問題が一番大きな問題かと思いますが、今回、種牛を5頭残すということに対する全国の畜産関係者、あるいは宮崎県の牛はいい牛だということで購買者が全国からおいになるわけですが、購買者の皆さん方の考え方というの聞いておく必要があるんじゃないかと、こう思いますが、いかがでしょうか。

**○児玉畜産課長** 委員のおっしゃるとおりかもしれません。購買者のほうのそういった声はまだ聞いておりませんが、県内の生産者なり一般住民の方等については話を聞いておるところでございますけれども、今、委員の言われました全国の購買者等へのそういった投げかけはしておりません。

**○徳重委員** 前回、県有牛の移動についても、あるいはその後口蹄疫が発生したということ等で、かなり全国的な畜産関係者の皆さん方の批判というんですか、宮崎県の対応は甘いという考え方が披瀝されたらと、私はこう理解をしておるわけですが、それはそれなりにおさまったからいいものの、今回こういうような形で、牛の処分を勧告されてもされない農家がいらっしやると。その周辺は皆さん、ワクチンなり殺処分されているという現実を、今回も報道関係を通して全国に公表されているわけですね。このことはこれからの宮崎県の和牛生産の経営者に対してもどうということになるかなと、出直しのほうがいいんじゃないかと、私はこう考えたりするわけです。

それともう一つは、あわせて、優秀な牛の種のスローを送りましょう、何万本送りましょうとかいうようなお話が全国にあるわけですね。こういった人たちに対しても、我々が大変だと

ということに対する思いが消えてしまうんではないかという気がしてならないんです。青森も優秀な牛の種を送りましょうと、全国からそういった動きがこれからも出てきていいんじゃないか、お願いもしていいんじゃないかというような気がしてならないわけです。そういったことを考えると、今回のことが、きょうかあしたか結論が出るのかどうかわかりませんが、大変心配をしているところです。そういった意味から、種牛を残すことが本当に宮崎再生のために役に立つのかなと、こう私は若干心配をしている一人ですが、いかがでしょうか。

**○児玉畜産課長** 宮崎県の年間の精液スローの使用本数が約15万本でございます。県に残っている県有牛が今5頭しかおりませんので、その5頭をフル活用してやっと思供給ができるような状況でありまして、もし一つでも欠けたらこの本数が供給できないというような状況でございます。仮に種牛をつくらなるとなると6年、7年という年月がかかかりますので、その間、よそから精液が潤沢に入ってくるのかというようなことを考えますと、非常に厳しい状況にあるんじゃないかと思っております。何とか種雄牛のパイをふやして県内に安定供給をしていくのが我々の務めかなというふうに考えておるところでございます。

**○徳重委員** 結局、15万頭分はあるということですか。年間、5頭で15万頭分の種はあると理解していいんですか。

**○児玉畜産課長** 年間、宮崎県が使っている精液スロー本数が15万本程度です。毎年毎年15万本ぐらいの精液を使うと。今の5頭でそれを供給しようとする、1頭3万本とらなきゃならないので、これはほぼフル活動の状態です。ですから、1頭でも転んでしまうと、よそから



持ってこないと供給ができないというような状況になりますので、少しでも種牛の数はふやしておいたほうが、安定供給という観点からはいいんじゃないかというふうに考えております。

**○徳重委員** 今、15万頭とおっしゃいましたが、小さいことを申し上げるようですが、今度の川南・都農地区、児湯郡地区と、えびのと都城はほんの1件、2件ということでしたが、雌牛はどれぐらい今現在おったわけですか。

**○児玉畜産課長** 雌牛だけに限ると、データは今持っておりませんが、今、この地域は疑似患畜とワクチンですべて殺処分してしまいましたが、これがずっと続くわけではございませんで、恐らく9月、10月には新たな牛が入ってくるということになりますと、しばらくの間は授精頭数は少ないかもしれませんが、来年ぐらいになってくるとまたもとの数には戻ってくるんじゃないかと考えております。

**○徳重委員** それでは次の質問をさせていただきますと思いますが、競り開始はいつごろから予定をされておるんですか。

**○児玉畜産課長** 競りにつきましては8月盆過ぎということを考えておりましたけれども、先般、畜連の参事部長会等を開催いたしましたところ、もう少し落ちついてからやったほうがいいんじゃないかというような話も出まして、今月の21日、再度、参事部長会を開いて競り開催等の決定をしていきたいというような話になっております。

**○徳重委員** 思うんですが、せっかく、我が宮崎県で起きて宮崎県だけでおさまりかけておるわけですから、宮崎県、特に都城、西諸ひっくるめて、県内で生産される牛をできるだけ児湯地区に買っていただくと、よそにはいつかは出さないというぐらいの気持ちがあつていいん

じゃないかなと、こう思うんです。そうすると宮崎牛をそのまま残せるという形になるのではないかなと、そういう考え方はないものでしょうか。

**○児玉畜産課長** J A都城のほうの話を聞きますと、畜産公社のほうに一時期、販売できなかったような牛は預かって、それを種つけして児湯のほうに回すとか、これは一例ですけれども、いろんな考え方は持たれているようでございます。

**○徳重委員** 宮崎県の牛全体が評価されて今日に至っているわけで、ぜひ宮崎牛の姿をそのまま何とか継承できるように努力をいただきたい。よそに持っていくことも大事かもしれませんが、何とか地元に残せるような努力をしていただきたいと、このように思っています。

それと、生産者の再開のめどというのは、地域ごとに違うんですか、それとも一斉にやられる予定でしょうか。

**○児玉畜産課長** 堆肥等の処分が終わって最初の温度確認が、60度C以上に温度が上がっていると、堆肥も安全ですよという担保を8月27日ぐらいまでにやりたいと考えております。それ以降、順次経営再開かなというふうには考えておりますが、一遍にやりなさいとかそういったようなことは考えておりませんが、当然、その地域によりましてはもう少し遅くからということもあるんじゃないかと思っておりますけれども、8月27日以降は自主的に判断していただければいいんじゃないかというふうに考えております。

**○徳重委員** 8月27日ということになりますと、まだ1カ月以上あるわけですが、その間は消毒その他防疫的な作業はされないわけですか、どうなりますか。

**○児玉畜産課長** 資料の6ページを見ていただ

きますと、これはワクチン接種区域で示しておりますが、7月16日に移動制限解除いたしまして、その前の一斉消毒の第1回目から8月4日の堆肥の封じ込めから切り返しに至るまでに3回の消毒を実施していきたいと思います。それから8月27日を迎えて、経営再開までにさらに3回ぐらい消毒をしていただいて、導入していただきたいというふうに考えております。

**○緒嶋委員** 競り市の問題については、畜産農家の方はやはり、早くしてほしいという一面が大変強いわけです。しかし、安全性、将来に向けての展望がないとなかなか難しいという面もありますので、県も協議の中に入って慎重な決定をしていただきたいというふうに思います。

それと私が思うのは、消毒ポイントは369カ所あるんだが、清浄化が確認された後いつまで——これはずっと続けるのかどうか、コストもかかるし大変な感じもするんですが、これはいつ解消するというのはなかなか難しいと思うんですが、県の基本的な考え方はどの点に置いておられますか。

**○岩崎家畜防疫対策監** 消毒ポイントの見直しにつきましては、現在まだ宮崎市跡江の292例目が移動制限解除されておりませんので、慎重にやっていきたいとは考えております。ただ一方で、移動制限が解除されます7月27日が一つのポイントかなというふうに考えておまして、現状では、一般車両についてはその辺をめぐりに見直し経営再開、先ほど課長のほうからありましたように、8月27日をめぐりに、今設置されております消毒ポイントについては縮小の方向でというふうに考えておりますが、まだ関係機関等含めて十分精査しておりませんので、今の段階での見直しという形で御理解いただきたいと思います。

**○緒嶋委員** これはやはり万が一ということもありますし、私は、一遍にこれをすべて解消するということはちょっと問題があるんじゃないか。段階的に解消していく。それとともに畜産農家が今後防疫意識をどう持っていくか。もうこれで安心だというふうに思っても、口蹄疫というものの発生の可能性はゼロではないわけですので、今からずっと、口蹄疫そのほかの防疫体制も含めて意識として持たせなければ大変なことになる、そういうふうな気もしますので、この問題については十分認識を深めながら対応していただきたいと思います。

**○岩崎家畜防疫対策監** 今回の口蹄疫につきましては未曾有の被害が出ておまして、消毒ポイントについては8月27日ぐらいをめぐりに1回整理しまして、その後につきましては、常設の消毒ポイントゾーン、特にワクチン接種地域エリアの主要幹線の出入り等での常設等も含めて今後十分検討していきたいと考えております。

**○福田委員** 2点ほどお尋ねしたいんですが、まず、先ほど担当課長のほうから9月ないし10月に向けての再開のお話がありました。全面解除になり早期の再開が待ち望まれるわけですが、そこで、現場の生の声としまして、再開は早くしたいが、しかし一方では、またというためらいがあるようですね。ためらいが。これは中堅の若手の組から出る意見であります。ためらいがある。そこで彼らから、こういうことが現実的に可能かどうかわかりませんが、公的な施設で飼っておったところがあるわけですが、そこは今無家畜になっているんですが、そこで安全な時期と見た期間から先行飼育をやらしてもらえないだろうか。そうすることによって安全性が確認でき、自分たちもためらいを払拭して一挙に再開に向けて取り組める、こ

ういう期待値があるようでございます。この点についてひとつお考えをお聞かせいただきたい。公的機関・組織のいわゆる牛や豚の再開を実験される考えはないか。

**○児玉畜産課長** 確かに委員のおっしゃるとおり、新たに入れるときには農家の方は不安が大きいだらうというふうに思っております。まず、一遍に牛舎を満タンにするというやり方ではなくて、少しずつ入れていただくというのが原則だろうと思います。国の一つの考え方といたしましても、おとり牛という考え方がございまして、それにつきまして今言われたような形で公的機関の施設等におとり畜を入れてみるというのは、私ども検討しているところでございます。

**○福田委員** ぜひお願いをしたいと思えます。

もう一件、現場で非常に今問題になっている点であります。無家畜地帯になりまして、契約した飼料用稲が宙に浮いてしまったんです。私の地区で150ヘクタール。そうしますと、畜産農家が全く使う牛がおりませんから、飼料用の稲を引き取りをしない。そうしますと当初予定しておった8万5,000円の助成金が5万円抜ける格好になっちゃう。その辺をこれから作業として現場では進めていかなくはなりません、かなりこれは調整に難航をきわめるかなということで考えているんですが、この辺についてはどのような対策をお考えですか。

**○郡司農産園芸課長** 今、児湯地域、宮崎市佐土原のほうでは、地域に牛、豚が1頭もない。比喩的表現ではなくて、現実としてそういう問題がある。その中で特に飼料用稲をつくっている耕種農家のほうに大きな不安があるという話はお聞きをしているところであります。ただ、今、畜産課長のほうからもありましたように、秋口以降、いずれの日にか再開に向けて畜産農

家は動く、かなりの比率でそういう希望を持っておられるという話を聞いております。ホールクロップサイレージは半年から1年はサイレージの形でもつということです。再開に当たっては、やはり粗飼料は非常に重要な資源であります。そういう意味で、私どもとしましては関係機関と連携しながら、再開予定の畜産農家と不安に思われている耕種農家、飼料用稲をつくっておられる農家のマッチングをまずは一生懸命進めたいというふうに考えております。その上で、どうしてもマッチングがなかなか難しいという農家については、鶏のえさ、これは飼料用米と言いますけれども、鳥インフルのときにお世話になったということで、鶏の農家からも「私のところで引き取ってもいいよ」というようなお話もいただいておりますので、2次的には飼料用米、鶏等のえさへの転換を進めてまいりたい。それでもだめな場合は、特例というものを国にもう一度お願いするというのも視野に入れて行動してまいりたいと考えております。

**○福田委員** しっかりと対策をお考えのようでありますから、ぜひマッチング、それから特別対策、両面あわせて取り組みをお願いしておきたいと思えます。以上です。

**○星原委員** 我々が地域から電話をもらったり、会う人に、本当にいろんな角度の人から言われるわけなんです、今回の口蹄疫の原因究明、これからだと思うんですが、これは何としてでも究明していただかんといけないという声が非常に強いんです。これまでの状況の中ではどこまでそれに向けてなされているのかわかりませんが、今後、国は国でやられるというふうに思うんですけれども、県においても一緒になって原因究明だけはどんなことがあってもしていただきたいと思っておるところなんです、これ

について今のところ多少何らかの形が出てきているんですか。それとも、まだ今のところはそれどころじゃなくて、防疫体制だけで、原因究明に向けてはこれから取り組むということなんですか。どういう状況なんですか。

**○岩崎家畜防疫対策監** 我々もいわゆる疫学、何で日本、何で宮崎に口蹄疫が侵入したのかということについてはぜひ知りたいし、今も国に随時要望しているところでございます。現在、国の疫学調査チームというのが東京を中心につくられております。その中には県の家畜保健衛生所の職員もメンバーとして入っております。一方で現地疫学調査チームというのが立ち上がっております、これは養豚の専門の先生とか大学の先生とか含めて6名入っております、今回、292例発生しましたけれども、特徴的に、例えば1例目とか6例目、7例目等々、あるいは最初入りました養豚農家の状況とか、そういうことを含めてかなりのデータを収集して分析している最中でございます。えびのに飛び火した件につきましては、第3回の疫学調査チームの報告によりますと車両じゃないかというようなこともありますし、えびのでの横への広がりについては共同堆肥舎を使った例があったというようなこと等、随時疫学については公表されておまして、近々第4回の疫学調査チームの報告がございまして、ぜひ我々としても、疫学については十分検討していただいてちゃんとした報告を出してもらおうように、今後とも国に要求してまいりたいというように考えております。

**○星原委員** ぜひそういうことで向けていただかないと、畜産農家だけじゃなくて、周りの皆さん方がいらいらしているし、精神的に追い詰められているし、あるいはもう倒産、廃業いろ

んな形まで追い込まれるぐらい今回の影響が大きいんです。ですから、ぜひそういう形で原因究明もしっかりとさせていただいて、それに向けて今後の、もう絶対出さないということでの防疫に向けての体制をしっかりつくらないといけないのかなというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○緒嶋委員** 関連ですが、最初にどこにきたのか。外国から来たことは間違いないわけですね、日本にはなかったわけですから。どういうルートで、それは飛行機で来たのか船で来たのか、最初に来たのがどこか。これから始めなきゃ、車でどこに移動したとか、えびのに行つた、それは次の段階であつて、どういう原因で日本の都農に入つてきたのか、それを究明することが私は第一だと思ひます。その中でどういう形で次に移つたかというのはおのずとわかると思ひます。第一に宮崎県に入つてきたその原因を究明する、それからスタートしなきゃ本当の解決にはならんというふうに思ひます。

もう一つは、種牛を高鍋に一極集中で管理しておつた。これが5頭に最後はなつてしまつた。コスト、飼養管理を考えれば、1カ所が一番コストが安く済むわけですけれども、こういうことになれば、宮崎県の種雄牛も場所を2カ所以上に分けて飼養して、そこで種のスローをとるというような、コストがかかつてもそれだけしなければ安全・安心な畜産の振興にはつながらないというふうに思ひますが、そのあたりの検討も今なされておるのか。まだそこまで手が回らんという面もあるかと思ひますけど、基本的にはそこまで考えていかなければならんのじゃないか。鹿児島なんかは、宮崎の二の舞を踏んじやいかんということで既に移動して、熊本も大分もそういうことでやっておるんです

けれども、これはぜひそこまで持っていかなと、また今度のようなことが起こる。最後には宮崎県には1頭も種牛がいなくなるというおそれも出てくるわけでありますので、そのあたりも含めて今後の大きな課題として検討していただきたいということを要望しておきます。

**○権藤委員** 疫学チームの検討経過とかいろいろ出ましたが、我々が認知したのは4月20日発生ということでスタートしているんですが、それ以前の問題があるんじゃないかということが問題になっておりますが、そこらあたりの問題点の初動体制のおくれの中に重要な要素だろうと。最初に発生したと言われておる部分については、ぜひとも4月20日以前の部分を含めて検討してもらわないといけないんじゃないかというふうに思っておるんですが、現在の疫学チームのスタート時点等はどのようなふうになっておるのかお伺いしたい。

**○岩崎家畜防疫対策監** 今回の1例目、これは4月19日に県のほうに相談がございまして、4月19日に材料送付した件でございまして。どこが初発かということにつきましては、先ほど言いましたように現地疫学調査チームが一生懸命調査している最中でございますので、その所見をまちたいということでございます。

**○権藤委員** ということは4月19日以前も——具体的な報告してくださいとかそういう意味じゃなくて、疫学チームは原因究明の期間は19日以前も対象にしておるのではないかということをお県としては思っていると、そういう理解でよろしいんですか。

**○岩崎家畜防疫対策監** そのような認識をしております。

**○十屋委員長** 一通り委員の質疑が終わりましたが、委員外議員がたくさん見えておられます

ので、5分程度、委員外議員の皆さんで何かありましたら。

**○中野一則議員** 2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点、28万8,000頭余りを殺処分しておりますが、殺処分していない偶蹄類動物は民間種雄牛の6頭のみなのか、ほかに本当にいないのかというのが1点。

それから、民間種雄牛の取り扱いについて、先ほど来いろいろと説明がありました。それで、この取り扱いについての基本は忠実に守っておっていただきたいなど、こう思います。まず、宮崎県の牛の改良、これは長年かかって日本一になった。これからの再建・復興をこの流れですべきだと、そうしないと宮崎牛の銘柄が落ちてしまう、こう思っております。その流れの中で民間の種雄牛のあり方がどうなのか。

それから、55頭の中から6頭を分離した。あのときの説明は、この6頭で十分種つけは間に合うと、こういう説明を受けました。途中、忠富士が1頭ああいうことになりましたが、5頭になったときも大丈夫だという説明を受けました。そこでの整合性。

それから、途中、国の施設から、種雄牛候補でしたか無償譲渡という話がありましたが、これ等は安平系だったと思うんですけれども、断ったという経緯もありますよね。そういうこと等を踏まえて、この民間種雄牛の取り扱いというものは慎重にしていきたいということをお要望方々お尋ねしておきたいと思っております。

**○岩崎家畜防疫対策監** いわゆるワクチン接種エリアでの家畜という意味でいきますと、牛、豚、この6頭以外は全部殺処分をしております。2ページにありますように、その他につきましては、疑似患畜で46頭、その他ワクチン接種で279

頭おりますが、この内訳としましては、疑似患畜のほうが、水牛が42頭、それから羊、ヤギが22頭でございます。ワクチン接種地域におけるその他につきましては羊、ヤギ、イノシシということで、いわゆる牛、豚以外のものについても殺処分はしておりますが、一部ペットとして保育園で飼っておられまして、園児が非常にかわいがっておられたみたいですが、この羊についても今度の日曜日に殺処分するというところでお願いをしているところでございます。以上です。

**○押川修一郎議員** 御苦労さまでございます。

屠畜場の稼働状況についてお伺いいたします。ミヤチク都農工場であります。5月31日から6月2日、一時稼働ということでもありますけれども、西都市も、疑似患畜・患畜、そしてワクチン、それから搬出制限区域ということで3つに分類を実はされたわけでありまして。そういう中で、早期出荷分の中で、今までワクチンを打っていないところで、早期出荷をしたがために口蹄疫が発生したのではないかとということで、農林大臣もそれらしきことを言っておられますが、県としてはどのようにこのことについて考えておられるか、まずお聞きをしておきたいと思えます。

**○岩崎家畜防疫対策監** 疫学上は全く情報としてはつかんでおりません。以上です。

**○押川修一郎議員** つかんでおらないということでもありますけれども、疫学外の中で、皆さん方の気持ちとしてはどうなのかということだけ、後の質問の関係がありますからお聞きをいたします。

**○岩崎家畜防疫対策監** 我々としては、出荷する際につきましては慎重の上にも慎重を期しまして、なおかつ、家畜防疫員がそれぞれ車両等

を追っかける形で安全は十分担保した上で出荷させております。そういう意味からいきましても、我々としては疫学上何らなかったということで考えております。

**○押川修一郎議員** 1日目に早期出荷で使ったトラックを、次の日もまた使ったのではないかとというようなうわさもあるんですが、このことはどうでしょうか。

**○岩崎家畜防疫対策監** 車両につきましては、屠畜場のほうに供与しておりました関係上、同一車両ということでございます。

**○押川修一郎議員** このままこの状況で進むと、7月27日に移動制限解除、そして7月28日からミヤチク都農工場は再開ということによろしいでしょうか。

**○児玉畜産課長** ミヤチク都農工場につきましては、宮崎市の制限が解除された後というふうには聞いておりますが、ふん尿等の清掃作業が残っておるということで、そこが全部片づいてからというふうに聞いております。

**○押川修一郎議員** その中で、皆さん方プロでありますからわかっていらっしゃると思いますが、例えば、今回、口蹄疫が出なくて、搬出制限区域10～20キロメートルで肥育農家、西都の中で何軒か残っていらっしゃる。適齢出荷——100日を超えているんです。一番いい状態で適齢を迎えて出荷するわけですね。100日も過ぎてしまうと品質上問題が出てくるのではないかとこのように思っています。枝肉価格、6月1,500円ぐらいだろうというふうに認識しますが、これ相当で買い取りができるのか。できなかった場合にはどういった措置をされるのか。こういったことでどういうふうな考え方を持っておられるかお聞きをしておきたいと思えます。

**○児玉畜産課長** 出荷遅延対策につきましては、

現在、国が出しております出荷遅延の交付金、それと県のほうでも出荷遅延対策の事業をつくっておりますが、国の事業と県の事業を合わせる形での補助といたしますか、そういったものしか現在のところはないというのが実情でございます。

**○押川修一郎議員** 現場はですね、課長、こういうことなんです。発生する、あるいはワクチンを打ってしまえばそれなりの補償というのは決まるわけですね。こういう方々が一番困っておるわけなんです。中途半端なんです、対応が。ここらあたりを、今回の口蹄疫、これは国の初動のおくれの中でこういう結果になっておると思いますから、そして宮崎モデルが今後全国のモデルになってくるから、こういった被害というのは考えんでもいいと思うんです。だったら、そこらあたりも十分酌んでいただいて、国に要望、あるいは皆さん方でもこの対策をどうするかということを実情に受けとめて、そういった農家がいらっしゃるということぜひお願いしておきたいと思います。

**○十屋委員長** それでは、要望ということでお願いいたします。

それぞれ委員の皆様、ほかにも御意見があるかと思いますが、臨時議会もありますので、また一般質問をされる方もいらっしゃると思いますが、その中でまた議論をお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして農政水産部を終了いたします。執行部の皆様はお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 45 分休憩

---

午後 2 時 46 分再開

**○十屋委員長** 委員会を再開いたします。

ほか何もございませんか。

ほかに何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○十屋委員長** それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後 2 時 46 分閉会